

岡山県
神社庁

報 廳

発行所

岡山県神社庁

教化委員会

広報部

岡山市奥市3-22

〒703-8272

TEL.086-270-2122

FAX.086-270-2123

<http://www.okayama-jinjacho.or.jp/>

箸立天神の

いぶきひば

真庭市落合垂水天神の木九六八

県指定天然記念物

いぶきひばはヒノキ科ネズミサシ属の常緑高木で日本、中国、朝鮮に自生する。日本では滋賀県の伊吹山に多いのでこの名がある



が、一般にはイブキまたはビヤクシンという。ビヤクシンは雌雄異株で、本樹は実が付かないので雄株と思われる。樹齢・規模とも県下一のいぶきひばである。

伝説によると天安二年（八五八年）春、美作国守菅原是善とその子道真が高田庄（現真庭市勝山）へ向かう途中でこの地で休憩し、昼食に用いた箸を立てたのが活着して本樹になったと言われている

る。古来、「天神の木」とも「箸の木」とも呼び、箸立天神宮の御神木として崇拝されてきた。

近年樹勢の衰えが顕著になり、枝の一部は枯れてしまったため、平成十年度から三カ年計画で樹勢回復治療を実施した。

推定樹齢 七〇〇年〜一〇〇〇年
目通り 四・七メートル
根回り 七メートル
樹高 十三メートル

第四十三回

岡山県神社関係者大会

第四十三回岡山県神社関係者大会が四月二十二日（金）十時から、岡山市民文化ホール（岡山市小橋町）に約七百人が参加して盛大に開催された。第一部の式典は、小川暎興県神社庁副庁長の開会の辞で始まり、神宮遥拝、国歌斉唱、敬神生活の綱領唱和と続き、湯浅正敬県神社庁庁長の式辞、松田堯

県総代会会長の挨拶があった。次に功労者表彰に移り、神職十名、神社役員五十九名、特別功労者三名にそれぞれ表彰状、功績状、記念品が授与された。さらに、神宮大麻増頒布に好成績をあげた五支部に感謝状が贈られた。（被表彰者名別掲）

続いて、ご来賓の神社本庁統理（代理・上田俊成山口県神社庁庁長）、神宮大宮司（代理・和田年弥神宮禰宜）がそれぞれ祝辞を述べた。このあと議事に入り、大会宣言文が採択され、最後に千家尊祐島根県神社庁庁長の発声で聖寿万歳を行い、第一部の式典を終了した。

引き続き第二部の講演会に移り、講師の神宮禰宜和田年弥先生が「伊勢の神宮と日本文化」の演題で講演され、最後に三原千幸県神社庁副庁長の閉会の辞で全日程を終了した。

大会宣言

本年、終戦六十年の節目の年を迎え、占領政策により生じた日本社会の大きな歪みに対し、是正を求め、動きが大きくなうねりとなって現れてきている。

戦後の我が国は、稲作文化を中心に自然との共生をはかりながら育んできた日本の歴史、伝統文化を置き去りにし、物質的な豊かさのみを求めて高度成長を成し遂げ、今や世界第二位の経済大国となったものの、結果的に、我が国は欧米先進国同様、物質的な豊かさを得る一方で、現状は自己中心的な欲望の充足にとらわれ、心は貧しく、卑しくなり、政治の腐敗、家庭や教育の崩壊などさまざまな

問題を噴出させることとなった。我が国は、本来春夏秋冬の四季を感じ、稲作を始め四季折々の作物から生命の糧を戴き、自然の恵みに感謝しつつ質素儉約を徳目として生きてきた国民である。

我々神社関係者は、春に五穀の豊穰を祈り、秋にその稔りを感謝するなど四季折々の祭祀を通して、小欲知足の精神を柱に、報恩感謝の徳性の回復をはかり、真の心豊かな社会づくりを努めることを目標とし、ここに掲げる。又、「日本の心ふるさと」伊勢の神宮では、平成二十五年に斎行される「第六十二回式年



遷宮」に向け本年より諸事が開始される。当社社庁においてもこれをうけ、県民総奉賛の誠を尽くすべく努力することを、ここに宣言する。

平成十六年度 定例協議員会

六月二十九日午後一時半から岡山県神社庁において定例協議員会が開催された。開会儀礼後三原副庁長の神社本庁評議員会の報告があり、その後長時間に亘つて以下の議案が慎重に審議された。

議案第一号

『岡山県神社庁負担金賦課徴収規程の一部改正案』

平成十六年十二月十三日開催の負担金賦課基準是正委員会の決議を受けて、負担金に対する報奨金は負担金を完納した支部のみに交付する制度に変更する条文に改められた。また、誤記の訂正と字句の変更もあわせて行われた。なお、負担金の総額は、今年度から五年間固定され、負担金の基礎となる神社等級決定のためのデータは、平成十六年度の算定表によることも確認された。

〔改訂条文 別掲〕

議案第二号

『平成十七年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案』

福田財務部長から予算案の説明がなされた。特に給与関係、庁舎管理資金積立金、次期式年遷宮準備金、災害見舞積立金についてはさらに説明がなされ、質疑応答の

後採決に移り、賛成多数で可決成立した。

議案第三号

『年度内一時借入に関する件』

事務局から予算の運用上必要のあるときは、その都度運営資金会計から必要額を五百万円を限度に借り入れることを説明し、了承された。

議案第四号

『岡山県神社庁規則施行細則制定の報告』

『報告』

議案第五号

『岡山県神社庁協議員会会議規則の制定案』

以上二件が一括上程され、事務局から条文について説明がなされた。この施行細則、会議規則は今まではなかった規則である。内容について質疑応答がなされたが、継続審議となり次回協議員会に改めて提出されることとなった。

岡山県神社庁 負担金賦課徴収規程

第七条 負担金の議決のあったときは、庁長は速やかに各支部の負担金額を各支部長に通知するものとする。

第一条 この規程は、神社本庁負担金賦課徴収規程第九条により、岡山県神社庁における負担金の賦課徴収に関することを規定する。

第八条 各支部長は、次の区分により当該年度の負担金を神社庁に納付するものとする。

第二条 負担金の総額は、毎年度予算を以て定める。

第一期 八月三十一日限り
第二期 年額の二分の一以上
第三期 十月三十一日限り

第三条 負担金は、前条の規定により算定した総金額を各支部に割り当てるものとする。

第一期の残額を納付し、第二期までに完納した支部に対して、次の区分により報奨金を交付する。

第四条 前条の規定により各支部に割り当てる負担金の額は、その総額を次の各号により算出合算した額とする。

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

一 総金額の百分の五を各支部に按分した額（支部負担金）

第二期に負担金を完納した場合
第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

二 総金額の百分の七十を神社等級により按分した額（神社負担金）

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

三 総金額の百分の二五を神職の職制、身分により按分した額（神職負担金）

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

第五条 前条各号の按分率は、別に定める。

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

第六条 年度予算において議決された支部への負担金額は、その年度内において神社数その他に変動が生じても更正しないものとする。

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

附則
1 この規程は平成十七年七月一日から施行する。

第一期に負担金を完納した場合
第一期に負担金の二分の一以上を納付し、第二期までに完納した場合
第二期に負担金を完納した場合
納付額の百分の四

平成 16 年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

表彰規程第一条該当者

神職の部	支部	奉仕神社	役職	氏名	支部	奉仕神社	役職	氏名
	倉敷	福田神社	宮司	柚木 和彦	井原後月	茨八幡神社	宮司	渡邊 悟
津山	瓜生神社	禰宜	横林 正晴	高梁上房	御前神社	禰宜	渡邊 和民	
御津南	吉備津彦神社	宮司	守分 清身	真庭郡	美甘神社	宮司	黒田 幸衛	
都窪	鶴崎神社	宮司	太田 浩司	勝田	廣戸神社	宮司	大澤 美月	
浅口郡	戸神社	権禰宜	神田 文子	英田	林野神社	禰宜	中川 弘子	
役員・総代の部	岡山	小島神社	役員	堀田 忠彦	都窪	八幡神社	役員	小野 益一
		小島神社	総代	正本あい子	浅口	高岡神社	役員	吉澤 唯夫
倉敷	足高神社	役員	河内 澄雄		日吉神社	役員	定岡 弘明	
	足高神社	役員	板谷平治郎		大浦神社	役員	三宅 義也	
津山	徳守神社	役員	日野 勲	笠岡	徳民於賀神社	役員	長安 一郎	
	森神社	役員	寺岡 知之		皇子神社	役員	佐藤 達海	
	森神社	役員	日下 良一		四社神社	総代	中川 三郎	
	陽地神社	役員	保田 幸貴	小田	八幡神社	役員	川上 政雄	
	加茂神社	役員	山口 宏政		矢掛神社	役員	江木 俊明	
玉野	御前八幡宮	役員	久富 正行		矢掛神社	役員	門野 英一	
	御前八幡宮	役員	山形 力男		大元鵜江神社	役員	丹下 稔	
	御前八幡宮	総代	小柳 秀雄	井原後月	高山千義神社	役員	戸出 三郎	
玉島	戸島神社	役員	加瀬野 工	吉備	八幡神社	総代	岡崎 勝志	
	羽黒神社	総代	原 勝		葦守八幡宮	役員	杉原 清	
	神前神社	総代	三澤 義忠	高梁上房	清實八幡神社	総代	廣兼 健三	
	矢崎神社	役員	中藤 寿	川上	天津神社	役員	宗岡 猛	
児島	天神宮	総代	岩崎 英男		天津神社	総代	渡邊岩二郎	
	八幡宮	役員	岡野 馨		辰口八幡神社	総代	児島 邦嘉	
	鴻八幡宮	総代	光畑 芳夫	阿新	八幡神社	役員	羽場 忠夫	
御津南	吉備津彦神社	役員	深井 敏男		栢森神社	役員	福田 博美	
御津北	土井神社	役員	沼本 英雄		國司神社	役員	本田 協	
	化氣神社	総代	綱島 眞吾	真庭	三榮神社	役員	木元 健一	
	重岡神社	役員	植本 芳樹	勝田	廣戸神社	総代	竹内 弘策	
御津東	天神宮	役員	藤岡 登	英田	天石門別神社	役員	圓見 剛	
赤磐	武内神社	役員	下村 和久		春日神社	役員	津田 勇	
邑久西大寺	幸地山神社	総代	次田 典也	久米	八幡神社	役員	高見 政雄	
	正八幡宮	役員	時実 等		少彦名神社	役員	村上 徹也	
	八幡宮	役員	片山 住男		刀八神社	役員	村上 育之	
	豊原南島神社	総代	小林 嘉道		八幡神社	役員	大倉 勝義	
上道西大寺	石津神社	総代	時長 陽久					

表彰規程第三条該当者

都窪	稻荷神社	役員	伊達 諭	真庭	下河内神社	役員	宮田 哲夫
小田	鵜江神社	役員	武 富雄	真庭	下河内神社	役員	河本 敏雄

平成 16 年度 神宮大麻頒布優良支部感謝状贈呈該当支部

前年度頒布成績を上回り、神社庁増頒布推進事業に貢献された支部

津山支部 児島支部 御津南支部 赤磐郡支部 勝田支部

**平成17年度
岡山県神社庁
一般会計歳入歳出予算案**
(平成17年7月1日～平成18年6月30日)

歳入総額 119,391,000円
歳出総額 119,391,000円

歳入の部

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
I 神饌及幣帛料	950,000	1,050,000	△100,000
1 本 庁 幣	600,000	600,000	0
2 神饌及初穂料	350,000	450,000	△100,000
II 財 産 収 入	25,000	25,000	0
1 基本財産収入	25,000	25,000	0
III 負 担 金	36,920,000	36,920,000	0
1 神社負担金	25,844,000	25,844,000	0
2 神職負担金	9,230,000	9,230,000	0
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
IV 交 付 金	68,095,000	67,795,000	300,000
1 本庁交付金	1,300,000	1,200,000	100,000
2 神宮神徳宣揚費交付金	66,500,000	66,300,000	200,000
3 本庁補助金	295,000	295,000	0
V 寄 付 金	3,150,000	4,137,840	△987,840
1 神社特別寄附金	3,000,000	3,000,000	0
2 寄 付 金	150,000	150,000	0
3 指定寄付金	0	987,840	△987,840
VI 諸 収 入	1,751,000	2,870,000	△1,119,000
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	1,000	20,000	△19,000
3 申請料・任命料	1,000,000	2,100,000	△1,100,000
4 雑 収 入	700,000	700,000	0
VII 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
1 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
当期歳入合計	113,391,000	115,297,840	△1,906,840
前期繰越金	6,000,000	6,000,000	0
歳入合計	119,391,000	121,297,840	△1,906,840

歳出の部

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
I 幣 帛 料	3,050,000	3,000,000	50,000
1 本 庁 幣	2,250,000	2,300,000	△50,000
2 社 社 庁 幣	800,000	700,000	100,000
II 神 事 費	300,000	300,000	0
1 神殿奉斎費	300,000	300,000	0
III 事 務 局 費	26,280,000	29,259,000	△2,979,000
1 表彰並びに儀礼費	900,000	700,000	200,000
(1 各種表彰費)	600,000	500,000	100,000
(2 慶弔費)	300,000	200,000	100,000
2 会 議 費	300,000	300,000	0
3 役員関係費	1,820,000	1,570,000	250,000
(1 役員報酬)	1,200,000	1,100,000	100,000
(2 教諭師関係費)	400,000	250,000	150,000
(3 視察研修費)	100,000	100,000	0
(4 地区会議関係費)	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	12,410,000	16,639,000	△4,229,000
(1 給 料)	6,660,000	9,073,000	△2,413,000
(2 諸 手 当)	3,800,000	5,366,000	△1,566,000
(3 各種保険料)	1,800,000	2,100,000	△300,000
(4 職員厚生費)	150,000	100,000	50,000
5 庁 費	5,550,000	5,400,000	150,000
(1 備 品 費)	200,000	250,000	△50,000
(2 図書印刷費)	450,000	400,000	50,000
(3 消耗品費)	1,000,000	850,000	150,000
(4 水道光熱費)	1,100,000	1,300,000	△200,000
(5 通信運搬費)	1,200,000	1,300,000	△100,000
(6 備 人 費)	1,500,000	1,200,000	300,000
(7 雑 費)	100,000	100,000	0
6 交 際 費	850,000	600,000	250,000
7 旅 費	3,800,000	3,400,000	400,000
8 管 理 費	650,000	650,000	0
IV 指 導 奨 励 費	6,340,000	7,020,000	△680,000
1 教化事業費	2,760,000	2,800,000	△40,000
2 青少年対策費	600,000	300,000	300,000
3 神社庁研修所費	1,050,000	1,050,000	0
(1 研 修 費)	700,000	700,000	0
(2 研修奨励費)	350,000	350,000	0
4 祭祀研究費	250,000	650,000	△400,000

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
5 各種補助金	1,680,000	2,220,000	△540,000
(1 神青協補助金)	500,000	500,000	0
(2 氏青協補助金)	50,000	50,000	0
(3 県教神協補助金)	70,000	50,000	20,000
(4 女子神職会補助金)	180,000	150,000	30,000
(5 県敬婦連補助金)	100,000	50,000	50,000
(6 神楽部補助金)	80,000	70,000	10,000
(7 作州神楽補助金)	20,000	20,000	0
(8 支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9 神宮大祭派遣補助金)	30,000	30,000	0
(10 神職養成補助金)	0	200,000	△200,000
(11 地区大会援助金)	450,000	900,000	△450,000
V 各種積立金	13,200,000	9,687,840	3,512,160
1 職員退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0
2 役員退任恩労金積立金	200,000	200,000	0
3 庁舎管理資金積立金	3,000,000	2,500,000	500,000
4 次期式年遷宮準備金	5,000,000	5,000,000	0
5 災害見舞積立金	4,000,000	987,840	3,012,160
VI 神社関係者大会費	600,000	600,000	0
1 神社関係者大会費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,605,000	22,059,000	546,000
1 本庁災害感謝負担金	55,000	55,000	0
2 本庁負担金	6,050,000	5,500,000	550,000
3 本庁特別納付金	13,550,000	13,550,000	0
4 支部負担金報奨費	2,950,000	2,954,000	△4,000
VIII 渉 外 費	1,850,000	480,000	1,370,000
1 友好団体関係費	1,500,000	180,000	1,320,000
2 時局対策費	100,000	200,000	△100,000
3 同和対策費	150,000	100,000	50,000
4 神政進関係費	100,000	0	100,000
IX 神宮神徳宣揚費交付金	34,720,000	34,640,000	80,000
X 大麻頒布事業関係費	7,400,000	7,500,000	△100,000
1 大麻頒布推進費	1,050,000	950,000	100,000
2 頒布事務費	750,000	750,000	0
3 頒布事業奨励費	5,600,000	5,800,000	△200,000
XI 予 備 費	3,046,000	6,752,000	△3,706,000
当期歳出合計	119,391,000	121,297,840	△1,906,840
次期繰越金	0	0	0
歳出合計	119,391,000	121,297,840	△1,906,840

※款内流用を認める

※表中の()内は補正予算額

※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

光齡者と「子育て」について考える

平成十七年三月末に行われまし
た神道巡回講演会（講師 明星大
学教授 高橋史朗 先生）を筆録、
要約致しました。

今子供が荒れている。おかしく
なってきた。最大の背景は、
大人が子供と真剣に向き合ってい
ない。親の問題である。

私は子供と接する機会が多い。
特に不登校児、中退児、いわゆる
問題児だ。子供達は、この十年で
すっかり変わった。日本人が、日
本人ではなくなった。凶悪事件、
親殺し、子殺し、ムカツキ、キレ
る・・・。地ベタリアン然り、
小学校児童による学級崩壊、これ
が全国で起きている。日本人は吉
田松陰の和歌にもある如く、親が
子を思う心の非常に深い国。しか
し、心を一番大切にしていて、国が、
心の教育を課題とする様になって
しまった。

これは、親が子の犠牲になるの
はやむを得ない価値観の希薄化。
親が親らしさを失ってしまった。文
化の崩壊、家庭と地域共同体が崩
壊しつつある。家庭や地域社会の
育成状態が低下してしまった。つ
まり関わりの絆の問題、即ち親と
子が真剣に向き合っていない。

最近の内閣調査で、非行に対
し大人が見て見ぬふりをする様
になった、との結果が半数を超え
ている。

家庭で躾をしなくなった。特に
若い女性の意識が激変している。
純潔に関する意識調査一つをとっ
ても、日米間の比較では、米国は
日本の二倍の比で守るべきとして
いるし、将来結婚や育児より自分
の趣味や生き方を大事にしたい比
率は、日本が米国の三倍強。個人
が夫々生活出来れば、結婚必要な
しと、米国のそれを大幅に上回っ
ている。結婚する事はもう夢でも
理想でもなくなってしまうってい
る。これは結婚生活継続に夫婦互
いの我慢の比率でも、米国は日
本を遥かに上回っているのをみて
も頷ける。

今日本の教育も色々な問題を醸
し出している。女は女らしくすべ
きと考える高校生は五人に一人。
米国はもつと多い。教育界に、男
女特性教育からの脱却が広がって
いる。昔話は男尊女卑の好例と。
男らしさ女らしさを教えるのがセ
クハラだとか、地方自治体で問題
になっている試案、父兄会、師弟、
兄弟、主人、亭主、家内、内助の功、
女房役、嫁、婿等々、看護婦が看

護師となったのはまさに好例。日
本が米国に比し極端な教育を始め
ている。そして結婚とか家庭家族
を、マイナスイメージの教育が広
がっている。専業主婦はストレス
が溜り子供に問題が起きると。小
学校の女兒に、将来はいいお嫁さ
んいいお母さんになるのは最低、
ダサイと。

これは厚生労働省の既婚女性調
査で八割が、子育てが負担に思っ
たと答えていることから窺える。
その理由の第一は、子育てが自分
の時間を奪う。自己表現の妨げと
なる。

今保育サービスの名のもとに、
子育てがどんどん外注化されてい
る。その結果親心がどんどん崩壊
している。佐世保の事件が我々に
一番の問題点を投げかけている。
小六の女兒が同級生を殺害した事
件、それは家庭教育に原因がある。
この子は幼少時から親に甘えず、
独りでテレビを見、ゲームをやっ
ていた。親は手のかからない良い
子だと思っていた。

最近産経新聞がとり上げている
が、中学生の八割に反抗期がなく
なったと。親にとって甘えない、
依存しない、反抗しない——有難
い事なのだが、健全な姿ではない。
子供は、信頼できる大人に甘え、
依存し、反抗し、自立してゆく。
これがなくなった事は関わりの欠
落。子供は母親にすっかり抱き締

められ、甘えによって安心感、信
頼感が育ち、そして優しさ、共感
性という心が育つ。
そしてもう一つ、お父さんの存
在感が見られない。私は不登校の
専門家ですが、どの問題児にも、
父親の存在感の無さが共通してい
る。家で子供と真剣に向き合わ
ない、会社で苦勞しているから、家
では葛藤を避けようとして逃げて
いる。「父よ何か言ってくれ、母
よ何も言わないでくれ」という標
語があったが、これが子供たちの
共通の思い。過干渉の母と逃避の
父親。これは、日本が豊かさに向
かって突っ走って来た産物。貧し
さから這い上がった親は、子に物
の豊かさを与えようとする。個室
を与える。子供は成長するどころ
か、親との関係を絶つようになる、
自由とか規律とかそう言ったもの
を履き違えるようになる。

警察庁の統計からも、援助交
際という問題を女生徒の半数以上
が、モラル、道徳としては問題あ
るも、大人から言われる問題じゃ
あないと肯定。自己決定権、子供
の人権を教えてきた戦後教育の産
物、人に迷惑をかけねば何をして
も自由という、自分の勝手という。
この自分の勝手は関わり体験をす
る事により、自分を律する事を氣
付かせる事しかない。

神社との関係について申し上げ
れば、今、日本は第三の教育改革。

第三の教育改革。これは、親が子の犠牲になるの
はやむを得ない価値観の希薄化。
親が親らしさを失ってしまった。文
化の崩壊、家庭と地域共同体が崩
壊しつつある。家庭や地域社会の
育成状態が低下してしまった。つ
まり関わりの絆の問題、即ち親と
子が真剣に向き合っていない。

第一は明治の近代化、第二は戦後の民主化。これによって、今日の豊かさを實現、合理化効率化によって繁栄したが、心の豊かさや教育を失敗に導いた。過去を否定し進歩した。そして断絶が起きた。日本人が日本人でなくてはならぬものを見失った。近代化と民主化にモデルを求めた。そこで第三の改革は日本の歴史、伝統、文化をモデルに求めるしかない。そして総合的に再発見してゆく事が大切。ではその原理は何か？。補完の原理だ。伝統的言葉でいえば産霊、和の精神、共創、共に創る原理。私は神社というものがもっている意味を社イイヤシロ、心を癒す。先ず第一に神社は神聖な場、ケガレを祓って本来の姿に戻る場。次に集合の場、集まり心身ともに和合する。そして踊りの場、命の蘇り。四番目は健やかに元気で生きる場。

今、人類の危機とは何かというと、地球環境を破壊すること、外なる自然生態系の破壊が人間の内なる自然破壊、心とか感性とか脳とかをもたらししている。この内なる破壊をどう守って行くか。日本人は学・活・従の文化、自然から学び、これを活かし、これから学んでゆく―法隆寺の建築、伊勢神宮の建築美等々に―そういうものが家庭の中でも親から子に受継がれて来たが、今は受継がれなくな

なって来ている。千利休は、人間教育の最初は型を守るという事。歴史の継承、文化の継承なのです。家庭では躰け。家でシツケしなくちゃいかん。家でシツケしないで先生が何もしてくれない、教育が間違っていると云っている親がいるが、これは心得違い。宮大工さんに例をとっても、大工さんは師匠から型を学んで、その型通りにやって、カンを会得し、やがて独立して行く。多くの親達は型を知らない。勿論その奥にある心なんて知らない。それを知らせる事が出来るのは、お爺ちゃんお婆ちゃん。何故、子供達にお爺ちゃんお婆ちゃんが好かれるか？。それはいろいろ教えてくれ、無条件で受入れてくれるから。今子供が荒れている事態、そういう子供を相手に理解して、自分の場からこれを取戻させて行く、浄化して行く必要がある。神社のもっているイヤシの機能を地域社会の中で、いかに広げて行くか、大事な役目です。

人間の内なる自然破壊、心とか、感性とか、脳とかをもたらししていると述べましたが、子供がこの十年で変わってしまったが、脳に異変を起こさし脳のメカニズムに異変を生じています。どんな異変かというと、脳の前頭前野すなわちコントロールする機能、人間らしさの機能が低下して来ている。今コントロール出来ない子が増えて来ている。ムカツキ・キレルかというところ、共通点はゲーム脳という。小さい頃からテレビゲームにのめり込んでいると、痴呆性老人の脳と同じ状態になるといふ事が分かった。手が勝手に動いてしまい、前頭前野まで信号が行かないで、だんだん統制が出来なくなりおかしくなる。子育てというもののプロセスは、手間ヒマかけて、心を込めて、心を尽くして、心を伝えないと心が育たない。

人間の脳は他の動物と比べ、自立するまでの時間が長く作られている。生まれた時、三才まで親に甘えて、依存しないと生きられないように出来ている。これは「三つ子の魂百まで」の諺のように、親の中に親らしさを育てる、母性を育てるようにも作られているのだ。脳内物質にセロトニンという物質があるが、これは幸福物質。幸福だと感じる源はこれなんです。これが母性愛の源なんです。そのセロトニンは乳幼児の世話をする内に、育まれて来るものなのです。ところが、このプロセスを今外注化しようとしている。零才から子供を預ける。母親はほほ笑みを経験しない。テレビばかり見ている家では親子の会話がな

い。親子の関わりが削られてしまうと、コミュニケーションも取れないし、共感性はおろか対人関係能力は失われてしまう。子供を預けるといふ事は、それで働いた方がトクという損得の価値観。幸福の物差しが狂い始めている。幸せになる事、幸福が人生の目的ですがこれはキリがない、もういいんじゃないか、一家団樂を大切にしよう。ところが、福祉の名の下に子育ての放棄が進んでいる。親の代わりを保育所がするのじゃなくて、親が親として育てゆく、親と子が共に育てゆく――これを支援する施策ならともかく。

この国で少子化問題が起きている。根本は女性の意識の問題、晩婚化、そして未婚化。私も女子学生と話をしていくと分かりますが、彼女らは結婚の魅力をあまり感じなくなっています。結婚しなくても幸せ・・・統計上七十三%、七十三%が結婚しようとしません。子供がいるとイライラするがここ二十年で三倍増えている。

人間の脳が急速に出来る上がるのは、三才までに六・七割までの神経回路が成長し、八才になると九割方出来る。だから、この時期どう子供と関わって行くかが大切。これを臨界期と言いますが、この時期を失うともう取り返しがつかない。

DNAすなわち遺伝子ですが、この遺伝子の三%しかスイッチオンになっていない。ものすごく可

能性があるスイッチオンになっている遺伝子は、文化を受継ぐという体験活動によるのですが、今、家庭ではこういう体験活動はありません。学校でも一番出来ていないのは、伝統文化を受継ぐという事。DNAの遺伝子が眠っているものを、スイッチオンにするには三つある。喜び体験・感動体験・感謝の気持ち、これが日本人が大切にしてきた思いなのですが、従来の学校は、基礎教育を教えてくれる。体験教育と自由教育は地域でやってゆく。子供達が体験しながら、やりたい体験をさせる事によって、スイッチオフがスイッチオンになる。立ち直ってゆく。これを恒久的に励ましてゆく中で、子供の元気が蘇ってくる。

子育ての知恵・・・しっかりと抱いて・下におろして・歩かせよ。しっかりと抱く——三才まではお母さんは、しっかりと抱く。愛着・愛情・母性愛。次に下におろす——これは分離、ルール感覚を育てる。これは父親の役目。そして自分の歩で歩く——これは自立。この愛着とか受容があつてこそ、分離があり自立があるのに対し、今はしっかりと抱かない、子供に対し真正面から向き合わない、向き合わないから反抗しない。反抗しないという事は、子供にとっては成長しない。葛藤して始めて自立するので。今、お父さんは友達親子、妥

協する。つまり子供に対して媚びをうるから、対等になったら自立できない。お父さんはもつと子育てに参加しろ、父親としての役割を果たすべきだ。

喜び・感動・感謝の体験、あるいは成功の体験の場に、どうすれば家庭や地域社会がその場になるか？ 子供の感性が育つためには、喜びを分かち合える大人が、側に少なくとも一人はいて欲しい。

一者一芸

この道を究める

第八回

倉敷市松島に鎮座する両見神社は、かつては一面の田園風景に囲まれていました。ところが近年、川崎医科大学や附属病院、またその関連施設などが次々と立ち並び、辺りの景観は急速に変ぼうを遂げてきました。

六月九日、晴天の昼下がり、社務所に宮司の井上健さんを尋ねますと、早速に東洋蘭の温室へ案内して下さいました。一見なんの変哲もない鉢植えの草が数百鉢、所狭しと並べられており、どの鉢の

い。出来ればお父さん、お母さん、地域の人々、喜びを分かち合える大人が、大自然の中でどうやって生きて来たか生きてゆくか、自然と関わりながらこの自然と共に生きてゆくか。失われてゆく自然を、身近な所から守ってゆく。これを子供達の中に広げてゆく、それが皆さん方の役目ではないでしょうか。

(教化委員会教宣部 記)



縁にも風雅な名前の書かれたラベルが差し込まれていました。

東洋蘭の種類としては、春蘭、寒蘭、蕙蘭などがあつて、特に春蘭は日本全国の野山に自生し、「ホクロ」、「ジジババ」等の愛称で親しまれているそうです。そうした自生の物の中に、突然変異によつ

て花の色や形が変化した物や、葉に縞や斑が入った物がまれに見付かり、観賞価値の高い物には名前が付けられ登録されているのだからです。

古来、高貴な粹人の趣味とされ、高価なために庶民にはなかなか手が出せなかつた名品でも、今では手軽に入手できるようになってきたようです。それでも、まだ一鉢が数百万円から一千万円を超えるような高級品もあるとのことです。井上さんが東洋蘭の栽培に取り組むようになったのは、今から三十五年ほど前。当時、蕙蘭を愛培されていたお父さん（先代宮司）を車に乗せて、交換会へ出掛けたり同好趣味者の家々を行き来しているうちに、清楚で気品あふれる東洋蘭の魅力のとりこになったそうです。爾来、丹精を続けられ、数年前に大病を患われた時にも、蘭に励まされて元気を取り戻されたとのこと。手塩に掛けて育てた蘭を展覧会に出品したり、交換会で売買したり、また同じ愛好家と交歓したりと、蘭づくりの楽しみは尽きないようです。

これからも蘭を終生の生き甲斐とされ、蘭とともに暮らす心豊かな人生を末永く楽しまれることしましょう。

第38回

中国地区

氏子青年神道青年合同研修会

平成十七年六月十一日(土)、十二日(日)の二日間、岡山国際ホテルにおいて、岡山県氏子青年協議会、岡山県神道青年協議会主催にて、第三十八回中国地区氏子青年神道青年合同研修会が開催された。中国五県持ち回りで行われるこの研修会は、前回見島で開かれてから五年ぶりの開催となった。

今回の主題は「星から生まれた暦、神事から生まれた相撲」——自然と人との共生——である。無限に広がる宇宙に輝く星に我々の祖先が巡らせた思い、神々との関わり、そこから生まれる数々の信仰、また、国技である相撲の起源に見る信仰の世界を垣間見る機会として数々のプログラムが用意された。

講師には鳥取県佐治天文台長 香西洋樹先生、NHKチーフアナウンサー 藤井康生先生をお迎えし、御来賓として湯浅岡山県神社庁庁長、小川、三原副庁長、横林、河本理事、浅原岡山県女子神職会会長、石橋全国氏子青年協議会副会長、永井神道青年全国協議会会長、斎藤同監事が出席された。また、岡山神青歴代正副会長

として須田、佐々木、岡部、岡崎、湯浅各氏が出席された。

一日目の講義は、両先生の講演である。香西先生は「夜空の向こうに見えるもの」と題し、神話等を絡めながら星の専門家の立場から、暦の成り立ち、歴史等についての内容であった。藤井先生は「日本の心 大相撲」と題し、自ら取材、中継、アナウンスされた中から、大相撲を中心にオリンピック選手等に至るまで、各力士、選手の生き方、考え方についての内容であった。

二日目の岡山県護国神社への正式参拝、後楽園見学という日程をもつて研修会は終了し、次年度主管県、広島県氏子青年会・神道青年会に会旗を引き継いだ。

氏子青年と神道青年が合同で行う研修会は、全国でも珍しい会である。中国五県青年神職協議会は、研修会等を独自に合同で行う機会が無く、他県会員や氏子青年との交流、懇親を持つ重要な機会である。氏子青年・神道青年会員の積極的な参加がこの会の運営を支えているのである。

研修会開催のご案内

岡山県神社庁研修所主催の研修会が下記の通り開催予定ですので、多数ご参加くださいますようお願い致します。

実施日	研修名	日数	場所	受講料	申込先
8月6日(土) ～8月7日(日)	浦安の舞研修会	2	加賀郡吉備中央町 上竹荘公民館	2,000円	高梁上房支部
8月16日(火)	祭式研修会	1	岡山市吉備津 吉備津神社参集殿	2,000円	吉備支部
8月18日(木) ～8月19日(金)	浦安の舞研修会	2	新見市新見 船川八幡宮	1,300円	阿新支部
8月20日(土)	祭式研修会	1	高梁市 成羽町総合福祉センター	2,000円	川上支部
8月28日(日)	祭式研修会	1	新見市新見 國司神社	1,300円	阿新支部
9月15日(木)	祭式研修会	1	岡山市奥市 岡山縣神社庁 神殿	3,000円	神青協

祭式研修に参加して

松尾神社宮司 末廣恒則

去る四月四日、岡山県神社庁において行われた、岡山県神社庁研修所主催、祭祀委員会主管の祭式研修を受講した。湯浅研修所長が「庁長就任以来最多の受講生」と挨拶に述べられたように、今回の研修の参加者の多さに（七十七名、内女子神職二十三名、祭祀委員含む）驚いた。午前中は女性祭祀委員による奉仕で、地方の神社ではまず行なっていないであろう雅楽、祭祀舞を加えた「小祭式」祭典を見学した。私どもの神社における祭典にまずこれだけの神職を確保することは難しいであろう。時には斎主一人のみ（神社祭式においては無い）にて祭典を奉仕、献饌、撤饌にいたっては総代や役員にお願いし、雅楽はテープ等で行っているのが現実である。近隣の神職に応援を求めても各神職がそれぞれ兼務社（二社から多い神職で一〇社〜四〇社）を持ち、現状では非常に困難な事情である。

しかしながら、神社の祭典はこの研修における祭式をもって行われるのを基本とし、祭祀委員会委員の奉仕する作法を、研修参加者は平素の自分の我流に走りがちな祭式をふりかえり、初心にかえり見つめ直す良い機会であった。祭式作法については三原講師が重要なポイントを解説、又雅楽、祭祀舞についてはそれぞれ山田講師、浅原講師が歴史や意義を解説された。これこそ神社祭式の基本であり、何時かは私たちの神社においてもこの様に斎行したいと思いつてもこの様に斎行したいと、足元の痺れも忘れ又初心にかえる。昼食後には衣冠の著装、午後には大祭式を男性主導にて行う。献幣使ともども祓所にて行われる修祓に始まり、拝殿に進み所定の座に著き全祭典が厳かに斎行された。（時折々に三原講師の解説が入る）直会における作法などは、ついなおざりになりやすいのであるが、基本をお示し頂いた。これらは研

修でしか教われない事であり、その後三原講師との質疑応答では小さな動作一つ一つの質問に事細かに解説下さった。夫々の神社における社殿の違い等もあり、祭式にでらし合わせての質疑等があり、非常に有意義な研鑽となる。神社祭式は夫々の地元、夫々の神社の伝統、故実を以て行う事もあるが、

祭式の基本を忘れてはならない。祭式の基本に立ち帰ることが神社祭式の研修であり、各神職の務めで有ると思う。この様な研修は今後も大に行つて行きたいものです。最後にこの研修会主管の祭祀委員会の方々のご奉仕に感謝の御礼を申し上げます。

特殊神事部会報告

第三回

吉川八幡宮当番祭(二)

岡山県神社庁祭祀委員会
特殊神事部部长 次田圭介

当番祭のあらまし

「きび野」第九十一号（郷土文化財団）の岡山の文化財・シリーズ⑧に石井紀之宮司のお書きになったものを引用して現在の当番祭を概観する。（※は筆者）

- ・ 毎年十月、神社を中心に南北に分けた地域から十歳前後の少年を神人にし、一カ月にわたって続く祭りがある。
- ・ 十月一日 迎え當 當指行事
- ・ 十月三日 両當番打ち合わせ会

- ・ 十月第三土曜日早朝（十八日） 垢離取り行事・口開け行事（※小堂）
- ・ 十月第三日曜日（十九日） 口開け行事（※大堂）
- ・ 十月第四金曜日（二十四日） 飯屋打ち行事
- ・ 十月第四土曜日（二十五日） 宵祭行事
- ・ 十月第四日曜日（二十六日） 大祭行事
- ・ 十月二十七日 ハクケあげ行事

「口開けは重要な神事で、當屋（當番の家）の前庭に「ハクケ」

と称する神を迎える特別の工作物を作る。これは神籬で神が降臨する神聖な神殿であり、この前に供えるのが、「フト」「マガ」（※マガリ）の餅である。」

「大祭の日は、神人となった少年が白衣を着て馬に乗り、警護（※固）する諸役は袴姿でこれに従う。「仮屋」では、参拝者のお祝いを受け、供物が山と積まれ、神前参向、祭典を行った後、ご神幸、當番の走り競べで祭りは最高潮を迎える。走り競べで、勝敗を争った後、祭りは幕を閉じる。翌朝、ハクケを解体し、自分の山に組み立て、本殿での「円座の舞」で神界から俗界の少年に戻り、七十五膳を供える。」（※山に組み立て直したハクケの前に、七十五個のむすびを供え、人々はハクケあげの宴会を開く。）

以上、当番祭りという古い祭りの様子が、限られた字数内によくまとめられていると思う。

祭りに用いられる古いことば

「迎え当」「当ざし」「仮屋うち」「馬だて」「馬とばし」「ハクケあげ」などのことばが、行事の中でさりげなく用いられている。いずれも古いことばである。

十月一日、「迎え当」の行事がある。その年の当番を決めるに先立ち、前年の当番が当主、介添などを伴って祭典に出席して行われる神事である。この場合「迎え当」であって「当迎え」でない点に留意したい。「当」は「当番」のことであり、「迎え」は「当」の修飾語であるから「当」に重点をおいた表現である。すなわち「新しい当番を」迎える（前年の）当番」のことである。

「当ざし」の「ざし」は「さす」の連用形が体言化したもの。「さす」は指名する、任命するという意。したがって「当ざし」は、誰かを当番に指名すること。

「仮屋うち」の「うつ」は仮に設ける、設営するという意。「馬だて」の「たつ」は他動詞で、並べる、置くの意。「馬とばし」の「とばす」は、走らせることで、今も「車をとばす」というように用いる。

記録保存委員会は「ハクケ」に「波区芸」の字を当てているが、どう表記するのが適当なのか。語源も不詳。「オハケ」を「御祓解」とする古い記録もあるようだが、要するに神霊奉斎の御幣のことか。「ハクケ」よりも「ハッケ」と言ったり、聞こえたりする。「ハクケ」に敬称「オ（御）」を付け

て「オハクケ」それが「オハッケ」、促音「ッ」が表記から落ちて「オハケ」、「ハ」が「ワ」と発音されて「オワケ」とも言われる。「オハケ」は一般の辞書にもあることばではある。

「ハクケあげ」の「あぐ」は、終える、かたずけるの意で、「あげ」はその体言化。

ひと月祭・一年神主

古いしきたりを継承する大切な行事には、ひと月に及ぶものがある。正月行事も古くは祖霊を祀る行事であったと言われているが、十二月十三日のコトハジメから準備が始まって、二月一日の送り正月まで四十日以上になる。盆の行事も今は十三日から十五日までの三日間のように思われているが、初盆には古いしきたりが甦る。七月ボニツキの一日に灯籠アゲをし、八朔（八月一日）まで盆棚を片づけないで新仏を祀る。八朔を灯籠破りの日といい、一か月にわたった初盆が終るのである。

古式を伝える念の入ったお祭りもひと月にわたる。吉川八幡宮の当番祭もその一つで、古くは旧暦九月一日からの晩秋の行事であったと思われる。旧暦の一か月は

の月で三十日、小は二十九日である。朔日から二十七日までの当番祭は二十七日夜の直会（宴会）が二十八日になることもあるから、ひと月祭りといってよからう。

次に、昨年十月二十七日に当番をつとめ終えて普通の男の児になつたはずの少年が、十月一日に迎え当として、次の当番を迎える祭典に列席する。これは何を意味するか。前年の当番が、ひと月にわたる大切な祭りの期間をつとめあげた後も、次の当番が決まるまでは、祭りのことと無関係ではあり得ず、神事があれば関わっていたことを示すものである。すなわち、前年の当番は自分が当番であった一年間が無事に過ごせたことを氏神様に感謝すると共に、当ざしで後任の当番が決まるのを見とどけなければならなかった。それが迎え当であったと思われる。当番は潜在的に一年間、神人でありつづける。

神祭りは中断しては困るのであり、当番は専任の神主出現以前の古い時代の一年神主の姿をとどめていると考える。一年間ではあるが、特殊神事の執行者の一員として、厳重な齋戒によって神明に奉仕するものであった。

（以下次号）

お詫びと訂正

前号に誤りがありました。お詫び申し上げ左記の如く訂正致します。

表題

×吉川八幡宮当番祭

- 吉川八幡宮当番祭(一)
- ×岡山県神社庁教化委員会
- 岡山県神社庁祭祀委員会
- 七頁三段目
- ×「白熊(はくま)」
- 「白熊(はぐま)」

社頭講話研修会講録

「古いで聞く神の声」

吉備津彦神社 丹原亜由美

神社に参拝された際、多くの方が御神籤を引かれます。この御神籤は神意を伺う占いの一つです。神意を伺う占いの起源は古代にまで遡り、亀の甲羅を火で炙り、その鱗の割れ具合で吉凶を占う亀卜が例として挙げられます。また、人の善悪の判断の為、熱湯に手を入れて神意を伺う盟神探湯は、今も神社で行われる湯立神事の元であるともいわれております。

御神籤は古くは短籍ひぢやくという形で行われ、占う内容をいくつかの紙片に記し、神に祈念して一つを選び取っていました。現在、神社にある御神籤は個人の吉凶禍福、運勢を占うことが中心となり、今のような形となったのは江戸時代に入ってからといわれております。

最近では、御神籤の形も様々なものがあるようですが、当社には籤箱を振って頂き、出た番号によって授与する御神籤と籤箱の中に予め入っている御神籤を選び取って頂くものがあります。どちらの形にしても、御神籤は神意を伺うものですが、引かれる方が大吉を引こうと思つて大吉を引くことができるものでもなく、凶を引くまいと思つて凶を引かずにいられるものでもないという自分の意志の届かぬところ、そこに神意があるものと思います。そうすると、良い御神籤が出ますようにと願いながら引かれるのも良いでしょうが、心静かに慎んで引かれるのも良いかと思われま

そして、御神籤を引かれた後、皆様が大なり小なり喜ばれたり、残念がられたり、納得される姿をお見受け致します。この時、御神籤つてすごいなあ、不思議な力があるんだなあ、とよく個人的に思っております。

また、皆様から「中吉つて良い方ですか。上から何番目ですか。」「半吉と末吉つて、どちらが上ですか。」「凶つて、やっぱり良くないですよ。」といったような御質問をよく受けます。吉凶禍福を一番気にされるお気持ちはよく分かります。しかし、単に吉凶判断を目的とするだけでは、御神籤はその重みを失つてしまいます。吉を引けば喜ぶと同時に、これからも油断はしないという気持ちを持って頂き、凶を引けば残念に思えばかりでなく、今現在自分に足りないもの、気を付けなければならぬことを考えて頂きたいと思

います。例えば、実際には凶の御神籤でも、受け止め方、心持ち一つで、それが吉の御神籤の意味を持つものになり得ると思います。その逆もあるでしょう。御神籤の内容をこれからの指針として頂くことが最も大切なのです。最後に、最近私を感じたことを述べたいと思います。少し前、あ

る母子が御神籤を引きに来られました。その時、子供さんが引いた御神籤に、「人目には 見えねどひとり 慎しめよ 神の照さぬ 所なければ」という諭しの神歌が記されており、その意味を母親に尋ねたところ、「お母さんに内緒で宿題をサボっても、神様はいつでもどこでも見てるから罰が当たるということだよ。」と説明されてい

ました。深い感銘を受けました。神様からその子供さんへの言葉をお母様が代弁されたように感じました。そして、ふと自分のことに置き換えてみたところ、「宮司さんに内緒で御奉仕をサボっても神様はいつでもどこでも見てるから罰が当たる。」ということになるのかと思

い、例え同じ番号を引き、同じ内容が記された御神籤でもその人その人、また同じ人でも、その時々で神様が私達に向けられる言葉は違うものなのだと感じました。

神社にある御神籤、これは神意を伺うもの、吉凶を判断し、これからの指針とするものであるとともに、神様から皆様への言葉のようにも思えます。御神籤は目に映る姿はただの紙、ただの文字でも、そこからその時の自分だけに向けられた神様の声に、耳を傾けて頂きたいと強く思います。

初任神職研修を受講して

水行谷神社 権禰宣 能勢陽子

第十七回初任神職研修は六月の第一、第三土日の二回に分けて計四日間の日程で開催された。受講者二十三名は年齢では上と下の年齢差はおよそ五十歳、階位で言えば直階から明階まで、また神職歴で言えば私のように昨年直階を取って奉職を始めたばかりの文字通り「初任者」から、長年奉職していらつしやるが事情により今まで研修を受けられずにこられたベテランの方まで、本当に幅広い顔ぶれであった。

研修はまず神社祭式同行事作法の実習から始まった。私のように奉職経験の浅い者は言うまでもないが、ベテランの受講生の方々も含めた全員が、基本中の基本の作法をあらためて学ぶことにより、自分の普段の作法を見直し、今まで独断や誤解のあった箇所を直すことができたのではないかと思う。その後は最終日まで様々な科目の座学が続いたが、どの講義でも神職として欠くことのできない知識や心構えを、講師の先生方の貴重な経験談なども交えてお話しただき、大変興味深く学ぶことが

できた。直階研修の時よりも精神面・実務面ともに更に踏み込んだ内容の講義を受け、遅まきながら神職として生きていく覚悟のようなものが自分の中に芽生えたように感じた。

また、講義の合間や二晩の宿泊において、受講生同士または先生も交えて色々な意見を交わしたり、それぞれの奉務神社に対する熱い想いを語り合ったりする機会に恵まれた。今回の研修で出会った全ての方々とのご縁に感謝し、またこのご縁を大切に、今後先輩・仲間の方々とお互いに相談し合い励まし合いながら、神明奉仕に励んでいきたいと思う。

最後になりましたが、蒸し暑くまたお忙しい中、貴重な時間を割いて熱心にご指導くださいました講師の先生方、早朝より正式参拝をさせて頂きました護国神社並びに玉井宮東照宮の神職の皆様、また土日にも関わらず研修の開催を支えてくださいました神社庁の職員の皆様にご挨拶を申し上げます。

春の回参(南九州の旅)の記

『知覧特攻隊の若き勇士に涙して』

川上支部 西江愈雄

梅花散る

知覧の里は 春遠く

今回の神社庁主催、春の回参旅行は、南九州・鹿児島方面である。県内約三百五十名の参加者が二班に分かれ、三月二十二日から二泊三日の日程で行われた。

初日は、終日雨となったが夕刻には県内各地から出発した大型バス五台が大阪南港に集まった。五時過ぎ、大型船「さんふらわあ号」に乗船する。時差をつけながらのバイキング夕食と入浴をするうちに午後六時定刻、夕闇迫る大阪を出発した。折からの大型低気圧に見舞われ、船は左右に大きく揺れ、船酔いもかなり出た。

二日目の朝、志布志港に着く。これよりは各組バスの旅となる。桜島の溶岩台地を走る頃には、時折日差しものぞき、のどかな早春の風景が楽しめた。正午頃、島津斉彬公を祀る別格官幣社「照国神社」に到着。奇しき神々の恵か、

空は晴れ、手水も爽やかに、全号車そろって正式参拝ができた。

市内で昼食をすませ、バスは「知覧特攻平和会館」に到着する。墨筆も力強く、愛国と使命感の一念で書かれた十七、八才の勇士の遺書の数々が展示してある。「父上母上そして姉よ、皆より先に旅立つことをお許し下さい。祖国日本の為に我が命を捧げます。」：



三角兵舎

「現代に死し、永久に生きん。」…
 「現身は八重の潮路に果つるとも、
 永久に護らん御代の栄を。」…そ
 して、若き特攻隊員の遺影と遺品
 …。戦後六十年の節目にあたり、
 感慨一入のものがあり、胸のひき
 しまる思いで皆々涙を流した。国
 を思い、父母を思い、そして永遠
 の平和を願いながら、祖国の花と
 散っていった勇士たちに深々と頭
 を下げ、心の底から英霊の永遠に
 安からんことを祈らずには居られ
 なかった。

感動さめやらぬうちに、またバ
 スに乗る。車中では、ガイドの「知
 覧特攻隊物語」に一同感涙した。
 そして「特攻隊の歌」ヨカレンが
 広がっていった。やがてバスは、
 二日目の宿「指宿温泉白水館」に
 到着した。入浴・休息で旅の疲れ
 を癒し、六時からは恒例の懇親会。
 (私共の班は約百七十名) 新鮮な
 魚料理に舌鼓をうちながら楽しい
 歓談やカラオケで過ごす。

翌、二十四日は、南薩の果て「長
 崎鼻」へ。薩摩富士「開聞岳」を
 仰ぎながら暫し散策。その後は雨
 の中を鹿児島市へと引き返し、城
 山展望台へ向かった。西南戦争の
 最後の激戦地の見学は、大雨とな
 り殆どはバスの中であった。正午
 頃、鹿児島中央駅に辿り着いた時

は寒風吹きすさぶ真つただ中。九
 州新幹線「つばめ十号」(「リレー
 つばめ十号」と乗り継いで博多か
 らは「のぞみ」で岡山へ帰着となっ
 た。

岡山駅から県内各地へ帰路のバ
 スに分乗し(私共は七号車)車中
 では、添乗員 Y 氏の話術巧みな漫
 談(本当に経験談なのか又は作り
 話か?)に旅の疲れも忘れて腹を
 かかえて笑い合った。しだいに我
 が家へと近づく夜のしじまの中
 で、車内は家族のような気持ちと
 なり、旅の終わりを惜しみつつ、
 なごやかな雰囲気包まれた。
 こうして二泊三日の思いで多い
 旅は、有意義に終わったのである。



知覧特攻平和会館

第十三回

中国地区女子神職研修会に参加して

浅原タツエ

去る六月十六日・十七日の二日
 間、第十三回中国地区女子神職研
 修会が鳥取県東郷町の東郷池の湖
 畔、国民宿舎『水明荘』において
 開催されました。中国地区の女子
 神職がお互いの研鑽と親睦を目的
 に毎年輪番での研修会を開催して
 おり、今年は六十三名の参加者で
 した。

危機感をもって新しい時代(異文
 化)に立ち向かっていくべきか等、
 女子神職としての役割についての
 意見が交わされました。

岡山県からは十三名の参加で、
 今年のテーマは「世界からみた日
 本のまつり」でした。基調講演は
 鳥取県在住のアメリカの男性と、
 フィリピンの女性で、それぞれ日
 本人と結婚された方でした。二人
 共地域にとけ込んだ生活ぶりの中
 に、お互いの国の宗教観や生活感
 は国によって相容れられないもの
 だと感じました。

夜の懇親会では、ゲームあり、
 歌ありの楽しい会で、中でも鳥取
 県の神楽太鼓は圧巻でした、東部、
 中部、西部とそれぞれ異なり、龍
 笛と太鼓、鞆鼓の息もびつたりで
 感動しました。

続いて鳥取県の永江庁長様を交
 えてのパネルディスカッションに
 移り、各県から一名のパネラーが、
 現代に生きる若者たちにいかにし
 て日本古来の宗教観を伝えていく
 か、また世界に目を向けながら、

二日目は倭人神社への正式参
 拝、大江神社の自由参拝と倉吉の
 白壁の街を散策し、二日間の実り
 の多い研修を無事終了しました。
 来年は岡山県が当番です。皆様
 のご指導、ご支援を何とぞよろし
 くお願い致します。



承認された神社

自 平成十六年十月一日
至 平成十七年四月三十日

◎規則変更

三月二十五日
真庭郡久世町 八幡神社
(物八幡神社と改称)

◎主要建物改築及び模様替え

十二月十七日 真庭郡落合町 木山神社
(社務所改築)
二月一日 倉敷市西阿知 天満神社
(本殿屋根模様替)

三月二十五日 加賀郡吉備中央町 天神社
(本殿修理)

四月五日 真庭市上水田 郡神社
(神輿庫改築)

四月五日 美作市川上 大野神社
(社務所改築)

四月十一日 津山市日上 八幡神社
(本殿修理)

◎財産処分
十二月二十四日 奥津神社
苦田郡鏡野町 (道路用地として処分)

二月一日

岡山市一宮 吉備津彦神社
(道路用地として処分)

三月一日 苦田郡鏡野町養野 泉富神社
(道路用地として処分)

三月十五日 岡山市吉井 石津神社
(防災林として処分)

三月十五日 井原市木之子町 縣主神社
(道路用地として処分)

三月十八日 久米郡久米南町 素鷲神社
(道路用地として処分)

四月六日 岡山市大多羅 布勢神社
(道路用地として処分)

階位授与

◎浄階
三月一日 福田 隆

◎明階
三月十八日 西井 可奈

◎正階
十二月一日 長原 敬律
三月十日 佐藤 孝昭

三月十八日

刈谷 勇人
宮岡 秀行
倉橋 大徳
丹原亜由美
稲田 真紀

三月二十日 伊久 裕之
友保 佑子

◎権正階
十一月五日 物部 治徳
一月五日 佐藤 和也
二月一日 森下規矩二

◎直階
【無試験検定】
十月二十五日 大森 博文
十月三十日 有森美智子
十一月五日 大森 明子
四月十五日 磯崎 歩
四月十六日 高原 伸家
浦川 安代

羽黒神社宮司 福田 隆
神職身分一級とする

三月十日 御鴨神社宮司 内田 信醇
神職身分二級上とする

五月十日 大佐々神社宮司 井口 定彦
八幡神社宮司 田井 良一
羽黒神社禰宜 福田 真人
神職身分二級とする

神社庁辞令

二月一日 岡山県神社庁顧問を委嘱する
岡山県神社庁顧問を委嘱する
岡山県神社庁参与を委嘱する

平島 勝彦
易 淳臣
神尾 和明
桑野 正之
渡邊 昭臣
西井太久美
池田 武夫

本庁辞令

諏訪神社宮司 出雲井和夫
神社本庁参与
十二月十日 日吉神社宮司 大澤 瑞枝
志呂神社宮司 日野 正彦
神職身分二級とする
三月一日 神職身分二級とする

五月十日 岡山県神社庁二号協議員を委嘱する

林 浩平
高橋 太
斎藤 黎子

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
16・12・8	高梁市川上町領家	惣社八幡神社	本 禰宜	山本 明
16・12・8	真庭市見明戸	八幡神社	本 禰宜	佐伯 正仁
16・12・9	岡山市金田	金田天満宮	本 宮司	三宅 玲子
16・12・9	玉野市田井	田井八幡宮	兼 権禰宜	三宅 玲子
17・1・26	津山市河辺	河邊神社	本 宮司	小林 大介
17・1・26	津山市河辺	天満神社	兼 宮司	小林 大介
17・1・26	美作市尾谷	高麗神社	兼 宮司	小林 大介
17・1・26	美作市北坂	阿津田神社	本 宮司代務者	中村 俊典
17・1・26	美作市榑原下	榑澤神社	兼 宮司代務者	中村 俊典
17・1・26	美作市榑原上	八幡神社	兼 宮司代務者	中村 俊典
17・2・14	津山市野村	陽地神社	兼 宮司	池田 真澄
17・3・10	岡山市祇園	龍之口八幡宮	本 権禰宜	有森美智子
17・4・1	苫田郡鏡野町真経	香々美北神社	兼 宮司	林 浩平
17・4・1	倉敷市玉島柏島	柏島神社	本 権禰宜	亀山 誠子
17・4・1	倉敷市玉島柏島	柏島神社	本 禰宜	亀山 淳司
17・4・1	井原市七日市町	武速神社	本 宮司	安井 信昭
17・4・1	井原市上出部町宮山	岩山神社	兼 宮司	安井 信昭
17・4・1	高梁市巨瀬町	岩山神社	本 宮司	山川 法行
17・4・1	高梁市巨瀬町	八幡神社	兼 宮司	山川 法行
17・4・1	真庭市蒜山西茅部	茅部神社	兼 禰宜	高見 右
17・4・20	岡山市七日市西町	春日神社	本 宮司代務者	高原 宏始
17・4・25	岡山市吉備津	吉備津神社	本 禰宜	藤井 崇行
17・5・10	倉敷市本町	阿智神社	本 権禰宜	堀田 尚宏
17・5・10	勝田郡勝央町平	八幡神社	兼 宮司代務者	中村 俊典
17・5・10	勝田郡勝央町小矢田	杉神社	兼 宮司代務者	中村 俊典
17・6・1	真庭市種	田根神社	本 禰宜	東郷 韶人

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
16・12・8	岡山市金田	金田天満宮	兼 宮司	萩野 泰子
16・12・9	玉野市田井	田井八幡宮	本 権禰宜	三宅 玲子
17・1・14	吉備郡真備町大字尾崎	熊野神社	本 宮司	内田 昭三
17・1・26	新見市上熊谷寺元	岩山神社	本 禰宜	小倉 定子
17・2・14	津山市野村	陽地神社	兼 宮司	片山 泰臣
17・3・31	苫田郡鏡野町真経	香々美北神社	兼 宮司	林 易二
17・3・31	倉敷市玉島柏島	柏島神社	本 禰宜	亀山 誠子
17・3・31	笠岡市横島	道通神社	本 権禰宜	長安 純子
17・3・31	井原市上出部町宮山	岩山神社	兼 宮司	田邊 祥宏
17・3・31	井原市七日市町	武速神社	兼 宮司	田邊 祥宏
17・3・31	高梁市巨瀬町	八幡神社	兼 宮司	大内 道登
17・3・31	高梁市巨瀬町	岩山神社	兼 宮司	大内 道登
17・4・1	倉敷市玉島柏島	柏島神社	本 権禰宜	亀山 淳司
17・4・1	井原市七日市町	武速神社	本 禰宜	安井 信昭
17・4・1	高梁市巨瀬町	岩山神社	本 禰宜	山川 法行
17・5・10	岡山市吉備津	吉備津神社	本 権禰宜	藤井 崇行

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
17・1・14	玉野市田井	熊野神社	本 宮司	内田 昭三
17・1・26	新見市上熊谷寺元	岩山神社	本 禰宜	小倉 定子

《お詫ごと訂正》

第九十八号の神職就任・退任発令の部に記載漏れがありましたので左記の通り訂正し、お詫びを申し上げます。

就任
津山市金井 大崎神社
兼 宮司 水島 幸彦

平成十六年九月十日

退任
津山市金井 大崎神社
兼 宮司 水島 和彦
平成十六年九月九日

庁務日誌抄
 自 平成十六年十二月一日
 至 平成十七年五月三十一日

十二月

- 一日 月次祭
- 六日 祭祀常任委員会
- 七日 特殊神事部会
- 八日 女子神職会庁舎清掃奉仕
- 十三日 臨時協議員会
- 十六日 負担金は正委員会
- 二十二日 祭祀舞自主研修
- 二十八日 辞令伝達式(二級)
- 二十八日 ご用納め
- 五日 新年祭
- 十九日 神青協役員会及び総会
- 二十日 祭祀舞自主研修
- 二十四日 雅楽自主研修(龍笛)
- 二十四日 中国地区神政連
- 二十八日 本部長会
- 二十八日 泉敬神婦人会
- 會計監査・役員会
- 神政連綱紀委員会
- 教宣部会
- 神政連役員会

二月

- 三十一日 臨時協議員会
- 一日 月次祭
- 七日 財務委員会
- 十日 祭祀部会
- 十日 特殊神事部会
- 十日 女子神職会
- 十四日 豊栄舞自主研修
- 十四日 祭祀自主研修
- 十六日 研修所会議
- 十六日 庁舎建設常任委員会
- 十六日 庁舎建設委員会
- 二十一日 雅楽自主研修(龍笛)
- 二十二日 総務委員会
- 二十四日 特殊神事部会
- 二十四日 女子神職自主研修
- 二十四日 神青協三役会
- 二十四日 女子神職会自主研修
- 二十五日 教化委員会事業部会
- 二十八日 中国地区神社庁連絡会
- 二十八日 議
- 二十八日 特殊神事部会
- 二十八日 特殊神事部会
- 二十八日 特殊神事部会
- 一月 月次祭
- 二月 雅楽自主研修(龍笛)

四月

- 一日 青少年対策常任委員会
- 一日 青少年対策委員会
- 四日 教化常任委員会
- 四日 雅楽・祭祀舞自主研修
- 四日 祭祀委員祭祀研修会習礼
- 七日 神社関係者大会打合せ
- 七日 役員会
- 八日 祭祀研修会習礼
- 八日 女子神職自主研修会
- 十日 初任神職研修会講師会
- 十日 議
- 十二日 神殿祭
- 十二日 支部長会
- 十六日 神宮大麻推進委員会
- 十六日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十七日 教化教宣部会
- 十八日 教化事業部会
- 十八日 春の参拝旅行(第一日)
- 二十二日 春の参拝旅行(第二日)
- 二十四日 春の参拝旅行(第三日)
- 二十四日 女子神職会自主研修
- 二十八日 雅楽自主研修
- 二十八日 祭祀研修会習礼
- 二十八日 神宮大麻頒布推進常任委員会
- 二十九日 特殊神事部会
- 二十九日 神道講演会(第一日目)
- 三十日 神道講演会(第二日目)
- 三十一日 敬神婦人会総会
- 一日 月次祭
- 四日 祭祀研修会
- 八日 神青協役員会
- 十一日 三役会
- 十二日 神青協総会
- 十三日 財務委員会
- 十三日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十四日 神宮崇敬会会計監査
- 十四日 女子神職会役員会
- 十四日 女子神職会自主研修
- 二十二日 神社関係者大会
- 二十五日 特殊神事部会
- 二十五日 岡山県神社庁神楽部
- 二十七日 監査会・役員会
- 二十七日 神社庁災害見舞審査会
- 二十七日 雅楽自主研修(龍笛)
- 二十八日 教宣部会
- 二十八日 総務委員会
- 二十八日 女子神職自主研修
- 二月 月次祭
- 十日 女子神職会総会
- 十一日 予算復活折衝
- 十八日 本庁評議員会(第一日)
- 十八日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十九日 本庁評議員会(第二日)
- 十九日 教宣部会
- 二十日 本庁評議員会(第三日)

五月

- 二日 月次祭
- 十日 女子神職会総会
- 十一日 予算復活折衝
- 十八日 本庁評議員会(第一日)
- 十八日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十九日 本庁評議員会(第二日)
- 十九日 教宣部会
- 二十日 本庁評議員会(第三日)

神青協役員会

二十三日 辞令伝達式(二級)

祭式部会

二十五日 支部長懇話会(第一日)

雅楽自主研修(龍笛)

二十六日 支部長懇話会(第二日)

青少年対策委員会

講演会及び青少年対

策委員会

三十一日 雅楽自主研修(龍笛)

中堅神職研修講師会議

六月

一日 月次祭

雅楽自主練習(龍笛)

二日 広報部会

七日 雅楽自主練習(龍笛)

八日 祭式部会自主研修

九日 雅楽自主研修(筆簾)

十日 女子神職役員会・自主

十四日 神政連幹部研修会

神政連講演会

十六日 特殊神事部会

十七日 財務委員会

役員会

二十二日 雅楽自主研修(龍笛)

二十三日 雅楽自主練習(筆簾)

二十九日 定例協議員会

広報部からのお願い

岡山県神社庁庁報は来年正月号で第百号を数えます。広報部ではこの号を百号記念的な内容にした

社庁に郵送頂くか、ご連絡願います。

そこで県内神職の方々と、左記の資料、写真をお持ちの方がおられましたら広報部にお貸し頂き、誌上で紹介したいと思っております。必ず返却致しますが、貸し出しが叶わぬ場合は広報部員が所

岡山県神社庁HPは本年度末で全千六百六十二社中、五百五十社が解説付きで掲載されています。広報部は年間百社追加を目標に活動しておりますが、本年度からは広報部員が神社の写真を撮影に

①第五十号(昭和五十年正月号)以前の古い庁報(昭和四十六年の火災で焼けたためでしょうか、神社庁に保存されていませ

を使用しますが、祭礼日、氏子区域は宮司さんに伺わないとわかりませんのでお尋ねをする場合があります。ご協力をお願い致します。

②昭和四十六年の火災で焼失する前の岡山県神社庁庁舎の写真(南方の木造の建物)又は、南方に移転する前の庁舎

平成二十五年に行われる神宮式年遷宮。その建築諸祭が早くも始まり、先日NHKテレビで御杣始祭が中継された。木曾の鬱蒼とした檜の国有林の中に設けられた

編集後記

③昭和二十年代～四十年代の神職の各種講習会や大会の写真(開催年や場所、内容が特定できることが望ましい)以上いずれかをお持ちの方は神

祭場、その中にまっすぐに天に向かって聳立する二本の御神木。この二本の御神木は、内宮、外宮の「御神体」を納める御樋代木となる。神事が終わり愈々御神木に斧が振り下ろされる。御神木は「三ツ紐切り」と言われる伝統の切り方によって大地に「寝る」。遷宮は山の神や木の神をはじめ、自然の神々に感謝の誠を捧げながら執り進められて行く。

明年は我々も参加できる「御木曳」も執り行われる。近い将来には遷宮資金募金のための活動も始まる。日本民族の一大祭典である神宮式年遷宮に心からなる奉賛の誠を捧げたい。 広報部長

神社庁閉庁のお知らせ

8月15日(月) 10月24日(月)・25日(火) 閉庁致します